

## 産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条ただし書き許可審査基準

建築基準法（以下「法」という。）第51条ただし書きの規定により、知事が群馬県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可を行う産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物について、以下のとおり審査基準を定める。

ただし、法第3条第2項の規定により、法第51条の規定の適用を受けない産業廃棄物処理施設及び現に存する法第51条ただし書き許可を受けた産業廃棄物処理施設の増築又は用途変更に係る許可については、以下の基準のうち、「第1.位置の妥当性」の一の(1)から(6)まで及び二を適用しない。

### 第1.位置の妥当性

一 建設地の市町村の都市計画と整合したものであること。

(1) 市街化区域内

原則として、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に存する位置とする。

(2) 市街化調整区域内

原則として、以下の全ての条件に適合する位置とする。

(イ) 準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域に隣接している、又は既に周辺が同種の土地利用の形態を有している、若しくは周辺の建築物の建ち並び状況等から建設について支障がない、などの位置であること。

(ロ) 住居系用途地域又は商業系用途地域の境界から、当該施設の敷地境界までの距離がおおむね100m以上離れていること。

(ハ) 市街化調整区域内の既存集落（おおむね50戸以上の建築物がおおむね50m以内の間隔で連たんする地域）の境界から、当該施設の敷地境界までおおむね100m以上離れていること。

(3) 非線引き地域のうち、用途地域の指定のある地域

上記(1)に掲げる地域に存する位置とする。

(4) 非線引き地域のうち、用途地域の指定のない地域（白地地域）

上記(2)の(ロ)の条件に適合する位置とする。

(5) 都市計画道路等の都市計画施設との位置関係が適切であること。

(6) 建設地の市町村において、特別用途地区、特定用途制限区域及び地区計画等の区域内で、その指定の目的のために、建築物の用途に関する制限が条例で定められている場合は、当該条例の定めによることとし、上記の(1)から(4)までの規定は適用しない。

(7) その他

建設地の市町村の都市計画マスタープランにおいて、当該施設の敷地の位置が、住居系用途地域若しくは商業系用途地域の指定、又は人口の集積や商業施設の集積等を図る区域として予定された区域にあること、若しくは観光資源を活用すべき地域等、当該施設の立地により影響があると思われる地域が定められている区域にあること等の観点から、当該施設の建設予定地の市町村長が、当該施設の立地について「都市計画上支障がある」とした位置でないこと。

- 二 学校、病院、公園等の施設との位置関係が適正であること。  
原則として、学校、病院、診療所、図書館、保育所等及び都市公園法に基づく公園又は緑地（以下「学校等」という。）に係る土地の敷地境界から、当該施設の敷地境界までの距離がおおむね100m以上離れていること。
- 三 その他当該施設の位置が適切であること。
- (1) 自然環境、景観等の保全を図る必要のある地域等で、原則として、次に掲げる区域等を含まないこと。
- (イ) 自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園の区域
  - (ロ) 群馬県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
  - (ハ) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により設定された鳥獣保護区
  - (ニ) 都市計画法の規定により指定された風致地区
  - (ホ) 都市緑地法の規定により定めた特別緑地保全地区
  - (ヘ) 景観法の規定により指定された景観地区
- (2) 災害防止等のために保全を図る必要のある地域等で、原則として、次に掲げる区域を含まないこと。
- (イ) 森林法の規定により指定された保安林の区域
  - (ロ) 砂防法の規定により指定された土地の区域
  - (ハ) 地すべり等防止法の規則により指定された地すべり防止区域
  - (ニ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定により指定された急傾斜崩壊危険区域
  - (ホ) 宅地造成等規制法の規定により指定された宅地造成工事規制区域
  - (ヘ) 河川法の規定により指定された河川区域
  - (ト) 土砂災害防止法の規定により指定された土砂災害警戒区域及び特別警戒区域
- (3) 原則として、新築、増築又は用途変更後の施設が、法第48条第1項から第10項の各本文の規定に適合すること。

## 第2. 搬出入路の妥当性

- 一 増加が予想される交通量及び使用する車両等に対応した適切な道路幅員を有すること。
- 二 搬出入経路が繁華街や住宅街を避けるなど適切であること。
- 三 その他当該施設の搬出入経路が適切であること。  
主な搬出入経路はなるべく通学路と重複しないこととし、やむをえず重複する場合は、歩行者及び自転車の安全な通行に配慮されたものであること。

## 第3. 施設計画の妥当性

- 一 敷地面積、駐車場規模及び建ぺい率が施設計画に対して適切であること。
- (1) 原則として、従業員等の車両の駐車場が確保されていること。
- (2) 搬出入車両が搬出入経路に滞留しないよう当該計画敷地内において十分な作業スペース等が設けられていること。

- 二 必要に応じ、緩衝緑地、緑地帯などが設けられていること。
- 三 その他当該施設の施設計画が適切であること。
  - (1) 搬出入口は、搬出入経路からの車両の出入りに交通安全上支障がない構造とすること。
  - (2) 群馬県景観条例又は建設地の市町村が定める景観条例に適合したもの、又は適合することが見込まれる等、景観に配慮された計画であること。

#### 第4. 環境・公害対策の妥当性

- 一 「群馬県の生活環境を保全する条例」その他以下の各種規制基準に係る手続きを終了していること、又は終了することが見込まれるものであること。
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) ばいじん</li> <li>(ロ) いおう酸化物</li> <li>(ハ) 有害大気汚染物質</li> </ul>	}	大気汚染防止法
(ニ) 悪臭 .....		悪臭防止法
(ホ) 騒音 .....		騒音規制法
(ヘ) 振動 .....		振動規制法
(ト) 水質 .....		水質汚濁防止法
- (チ) 市町村の定める公害防止等に係る計画、条例及び基準等
- 二 地域住民への周知等当該施設の環境対策が適切であること。
  - (1) 原則として、「群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程」に基づく事前協議の手続きが終了していること。
  - (2) その他、必要に応じて、建設地周辺の地域住民等に対し、適切な配慮がなされていること。

#### 附則

- 1 この審査基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この審査基準の施行前に「群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程」に基づく事前協議の受付がなされたものについては、なお従前の例による。